

改正電子帳簿 保存法とは？

準備できていますか？ 電帳法

2024年1月1日より改正電子帳簿保存法が適用され、帳簿・書類のデータ保存方法の見直しが必要です。10月のインボイス制度に続く法改正で、「実務での混乱が続くかもしれない」とお思いの方もいらっしゃるかもしれません。

電子帳簿保存法とはどんなものなのか？改正への対応は何をすればいいのか？今回はこの電子帳簿保存法の改正についておさらいしていきたいと思います。

電帳法とはどんなもの？

電子帳簿保存法(=電帳法)とは、「国税関係の帳簿や書類について電子データで保存することを認め、またその方法を定める」ための法律です。

電帳法における保存区分は、①電子帳簿等保存、②スキャナ保存、③電子取引データ保存の3種類に大きく分かれており、今回対応が必要なのは、このうち③電子取引データの保存についてです。

「電子取引データ保存」とは？

契約書や請求書などの取引関係書類を電子データでやり取りする際の、そのデータの保存に関する区分です。この「電子データでやり取り」とは、電子メール・EDI・クラウドサービスの利用・サイトからのダウンロードなどがあたります。

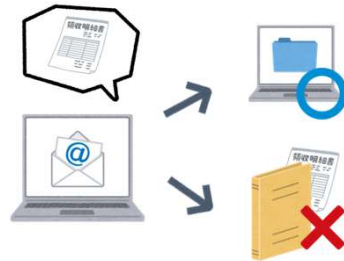
書類を受け取った場合だけでなく送った場合にも保存が必要です。

対応が必要なのはどんな点？

従来は、電子データで送受信した書類であってもプリントアウトして紙で保存することが認められていました。しかし**2024年1月1日以降は、電子データで送受信した書類は電子データのまま保存する必要があります。**

(紙で受け取った書類のデータ化保存を義務付けるものではありません)

そしてこの「電子データのまま保存」の際に、電帳法で定められている**適用条件に従うことが求められています。**



適用条件ってどんなもの？

適用条件に従うためには、「**真実性の確保**」(書類が改ざんされていないと証明すること)と「**可視性の確保**」(誰でも視認・確認できるようにすること)が必要で、具体的な対応事項の3つと、その対応方法が国税庁によって挙げられています。今回はそれらの方法の中から比較的簡単に導入できそうなものをご紹介します。

①「日付・金額・取引先」での検索を可能にする

→保存する書類に「(日付)_(金額)_(得意先)_(拡張子)」のようなファイル名をつけて特定のフォルダにまとめて保存することで、フォルダ内検索機能を活用できるようにする方法があります。

例えば、下図のように「領収書」というフォルダを作り、その中にファイル名を「日付_金額_取引先」にしたファイルを保存します。こうすれば、エクスプローラの検索機能を使って、「日付」「金額」「取引先」での検索ができますので、摘要条件①を満たすことになります。



検索項目をファイル名に入れて保存することで…

この検索機能を活用！

②改ざん防止のための措置

→「改ざん防止のための事務処理規定を整備・運用する」という方法があります。具体的には、「**自社における対象取引・データの種類」「責任者・規定従事者」「改ざんは原則禁止である旨**」

「**やむを得ない訂正・削除を行う際の手順**」などの**必要事項を明文化し社内規定として定めた上、職員に周知して運用**します。

国税庁のHPに必要事項を含むひな型がWord形式で用意されていますので、これを参考にしながら自社の事務形態に合わせて規定を作成、運用しましょう。

国税庁ホームページ 参考資料

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>

この他、タイムスタンプの導入や訂正・削除の際に履歴が残るシステムを利用するといった方法がありますが、**利用するツールが電帳法の定める条件を満たしている必要があります。**

これらの導入の際は事前によく確認しましょう。

③データ閲覧のための設備の設置

→ディスプレイやプリンタなどが接続されていて、保存したデータをすぐに閲覧できる環境であればOKです。

その他、国税庁のHPにて電帳法に関する特設サイトが設置されており、制度の概要や対応方法、自部処理規定の例文なども説明されています。より詳しく知りたい方はご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/tokusetsu/index.htm>

「電子取引」への対応として、必ずしも費用をかけて新しいシステムを導入する必要はありません。今あるパソコンを使い、請求書等のPDFのファイル名を規則性を持って付けて(左の①)、検索を可能にする。

そして、国税庁のホームページを参考にして「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」を作成、運用(上の②)すれば、コストのかかるタイムスタンプのシステムを導入せずに対応できます。

今ある「資源」を上手に使い、『電帳法』に対応しましょう！

開発室から



令和5年の漢字に「税」が選ばれました。2014年に消費税が5%から8%に引き上げられたとき以来の2度目の選出との事です。10%に引き上げられた時は令和になったばかりという事で「令」が選ばれましたが、きっと次に消費税が引き上げられた年は、また「税」なのでしょうね。そして2024年はオリンピックがあるのできっと「金」ですね。